

小型特殊自動車のナンバー登録はお済ですか？

○乗用装置を有し、次に該当する小型特殊自動車は、
軽自動車税のナンバー登録が必要です。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等	最高速度35km/h未満のもの	1,600円
フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、林内作業車、草刈作業車等	長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下に該当するもののうち、最高速度15km/h以下のもの	4,700円

- ・軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の所有者に対し、軽自動車等の主たる定置場（駐車場）所在の市町村が課税します。
- ・軽自動車等の所有者は、阿蘇市税条例第87条に基づき、軽自動車等の所有者となった日から15日以内にナンバー登録の手続きをしなければなりません。
- ・お手続きの際は、印鑑、販売（又は譲渡）証明書をお持ちのうえ、税務課又は各支所窓口までお越しください。
- ・正当な理由がなくてナンバー登録の手続きをしなかった場合は、10万円以下の過料に処されることがあります。

農場、工場、工事現場等においてのみ使用され、道路において運行の用に供されないものであっても、軽自動車税のナンバー登録が必要です。税務課では、軽自動車税の適正な賦課徴収を図るた

め、阿蘇市内全域において、未登録車両の調査を進めています。お近くにナンバープレートの付いていない小型特殊自動車がありましたら、税務課までご連絡ください。



《問い合わせ》 税務課 市民税係 ☎ 22-3148 55-3148

外国人住民の住民基本台帳制度がスタート

日本人と外国人とで構成される世帯全員が記載された証明書（住民票の写しなど）が発行可能になります。



在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。



住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民にも住民票が作成されることになりました。

これにより、外国人住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。この法律が施行されるのは平成24年7月9日です。同時に外国人登録法は廃止になります。

- この記事へのお問い合わせ 外国人在留総合インフォメーションセンター（平日8:30~17:15）
☎ 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは☎03-5796-7112）
- 住民基本台帳法における転入・転出・転居届については 市民環境課 戸籍年金係 ☎ 22-3135

国民年金保険料の納付は「口座振替」が “便利”で“お得”です！

国 民年金保険料の納付は、便利で簡単、安心の「口座振替」をお勧めします。

● 申込方法 口座振替申出書に必要な事項を記入・押印

(金融機関の届出印)し、

所轄の年金事務所(熊本東

年金事務所)に持参又はご

郵送ください。また、金融

機関窓口にご提出いただい

ても結構です。

● 申出書 口座振替申出書は

市役所及び各支所、銀行な

どの金融機関、所轄の年金

事務所(熊本東年金事務

所)等に備え付けられてお

ります。

● 申込期限 前納のお申し込

みは・・・

① 1年度分及び上期6ヶ月分

(4月分～9月分)は2月

末まで

② 下期6ヶ月分(10月分～翌

年3月分)は8月末まで

※保険料は一定期間をまとめて前払い(前納)すると割引があり、とつてもお得です！また、口座振替による前納を利用すると割引がさらにお得になります。(割引金額は各年度の保険料額に合わせて変更されています。)

● その他すでに口座振替で前納されている方(引き続き第1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしただけの必要はありません。

その他詳しい内容についてはお問い合わせは阿蘇市役所市民環境課又は熊本東年金事務所(☎2503)までお申し込みします。

- 安心** 自動引き落としで納め忘れの心配がありません！
- 簡単** 一度の手続きでOK。手数料もかかりません！
- 便利** 金融機関に行く手間と時間が省けます！

《問い合わせ》 市民環境課 戸籍年金係 ☎22-3135 55-3135

国民健康保険被保険者証(保険証)が更新されます

現 在お持ちの保険証は、有効期限が平成24年3月31日までとなっています。平成23年度10期分までの国民健康保険税が全て納付されて

いる世帯を対象に、4月からご使用になる更新された保険証を3月末に郵送する予定です。

平成24年3月1日以降に納付された世帯につきましては、本庁健康福祉課または各支所窓口で納付確認後の交付となりますので領収書をご持参下さい。

また、納期限までの納付が困難な場合、市役所では随時納税相談を行っていますので、お早めにご相談下さい。(すでに納税相談をされており、計画通りに納付されている方につきましては、従来通り納付後に短期保険証を市役所または各支所窓口で交付させていただきます。)

平成23年度国民健康保険税第10期の納期限(2月29日)が近づいています！！保険税の納め忘れはありませんか？納税期限の遵守にご協力をお願いします。
納税相談のお問い合わせは税務課収税係(☎22-3148)まで。

● 高齢受給者証について
70歳から74歳までの方が医療機関にかかったときの窓口での自己負担割合が「1割」の方については、平成25年3月31日までは引き続き「1割」に据え置かれることになりました。(ただし、23年分の収入が基準額を超えた場合などは変更になることがあります。)

● 新たな高齢受給者証は3月末に保険証と一緒に郵送する予定です。

※医療機関等にかかる場合は必ず保険証と高齢受給者証を一緒に窓口へ提示して下さい。

《問い合わせ》 健康福祉課 国民健康保険係 ☎22-3167 57-3167